

# 名古屋港管理組合公報

平成25年11月29日

(金曜日)

第 528 号

目次	
○特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
○特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	1
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	2
規 則	
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
○平成十九年十月一日以後における退職料年額の改定等に関する規則の一部を改正する規則	6
告 示	
○平成25年度名古屋港管理組合補正予算の要領	7
○財政状況の公表	10
○施設運営事業会計及び埋立事業会計の業務の状況の公表	12
○平成24年度名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率について	19
○指定管理者の指定	19
○平成26年度及び平成27年度の建設工事等の競争入札に参加する者の資格審査申請	20
議 会 事 項	
○11月定例名古屋港管理組合議会の結果	21

## 条 例

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十五年十一月二十九日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合条例第九号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。  
第四条の二を次のように改める。

（退職手当）

**第四条の二** 専任副管理者の退職手当は、職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）の適用を受ける職員の例により支給する。ただし、同条例第二条の三中「基本額に、第六条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額」とあるのは「基本額」と、同条例第五条第一項中「、定年に達したことにより退職した者若しくはこれに準ずる理由その他その者の事情によらない理由により退職した者で管理者が定めるもの」とあるのは「、任期満了により退職した者、専任副管理者として四年を超えて在職した後退職した者」と、同条例第三項中「前二項」とあるのは「公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は前項」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

3 職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「第四条の二第一項」を「第四条の二」に改める。

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十五年十一月二十九日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合条例第十号

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年名古屋港管理組合条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「特例期間」を「平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）」に改め、「第六条」の下に「、第二十一条の八」を加え、同条第一号中「百分の二」を「百分の五」に改め、同条第二号中「百分の一」を「百分の四」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の二

第三条の次に次の一条を加える。

(地域手当の月額の特例)

**第四条** 特定期間における地域手当(専任副管理者に対して支給する地域手当を除く。以下同じ。)の月額は、給与条例第十条の二の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額に、給料の月額に百分の二を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、給与条例に規定する手当の額の算出の基礎となる地域手当の月額及び給与条例第十九条に規定する一時間当たりの給与額の算出の基礎となる地域手当の月額(給与条例第十三条の規定により減額する場合のその算出の基礎となるものを除く。)は、給与条例第十条の二の規定により支給されることとなる額とする。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年十二月一日から施行する。

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十五年十一月二十九日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合条例第十一号

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(一般の退職手当)

**第二条の三** 退職した者に対する退職手当の額は、次条、第五条及び第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第三条の見出し中「退職手当」の下に「の基本額」を加え、同条第一項及び第二項中「の額」を「の基本額」に改める。

第五条の見出し中「退職手当」の下に「の基本額」を加え、同条第一項中「の額」を「の基本額」に改め、同条第二項中「勤続期間二十年以上で」を削り、「退職した者」の下に「(公務外の傷病により退職した者にあつては、勤続期間二十年以上の者に限る。)」を加え、「額」を「基本額」に改め、同条第三項中「の額」を「の基本額」に改める。

第五条の二の見出し中「退職手当」の下に「の基本額」を加える。

第六条を次のように改める。

(退職手当の調整額)

**第六条** 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(休職(刑事事件に関し起訴された場合及び地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書の許可を受けた場合(以下「専従休職」という。)に限る。)、停職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)その他これらに準ずる理由により現実に職務をとることを要しない月(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。)のうち管理者が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- 一 第一号区分 五万円
- 二 第二号区分 四万五千八百五十円
- 三 第三号区分 四万七千七百円
- 四 第四号区分 三万三千三百五十円
- 五 第五号区分 二万五千円
- 六 第六号区分 二万八千五百円
- 七 第七号区分 一万六千七百円
- 八 第八号区分 零

2 この条において「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間及び次条第七項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十四条第一項若しくは第十六条第一項の規定により一般の退職手当等(第二条の三及び第十条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間を除く。)をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間
- 二 次条第五項各号に掲げる職員としての引き続く勤続期間に通算される在職期間

3 退職した者の基礎在職期間に次条第五項各号に掲げる期間が含まれる場合における第一項の規定の適用については、その者は、管理者が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

4 第一項各号に掲げる職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、管理者が定める。

5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者のうち自己都合退職者(傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。)以外のものでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの 第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第七号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
- 二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した

- 額の二分の一に相当する額
- 三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものその勤続期間が零のもの 零
- 四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額
- 五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零
- 6 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 第七条第四項を次のように改める。
- 4 前三項の規定による在職期間のうち次に次の各号に掲げる理由により現実に職務をとることを要しない月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。）が一以上あつたときは、当該各号に定める月数を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 一 休職（刑事事件に関し起訴された場合に限る）、停職その他これらに準ずる理由 その月数の二分の一に相当する月数
- 二 専従休職 その月数
- 三 育児休業 その月数の三分の一に相当する月数
- 第九条の二中「退職手当は」を「退職手当の基本額は」に改める。
- 第十条中「第三条、第五条及び第五条の二」を「第二条の三」に改める。
- 第十一条中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。
- 附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。
- 2 退職した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第三条、第五条及び第五条の二の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。
- 別表第一及び別表第二を次のように改める。

**別表第一**（第三条関係）

勤続期間	支給率	勤続期間	支給率	勤続期間	支給率	勤続期間	支給率
一年	〇・六〇 (一・〇〇)	一二年	八・八八 (一一・二二)	二二年	二五・五二	三二年	四二・七二
二年	一・二〇 (二・〇〇)	一三年	九・七六 (一二・二〇)	二三年	二七・五二	三三年	四三・九二
三年	一・八〇 (三・〇〇)	一四年	一〇・六四 (一三・三三)	二四年	二九・五二	三四年	四五・二二
四年	二・四〇 (四・〇〇)	一五年	一一・五二 (一四・四〇)	二五年	三一・五二	三五年	四六・三二
五年	三・〇〇 (五・〇〇)	一六年	一二・四〇 (一五・五二)	二六年	三三・五二	三六年	四七・五二
六年	三・六〇 (六・〇〇)	一七年	一三・四〇 (一七・二二)	二七年	三五・二二	三七年	四八・七二
七年	四・二〇 (七・〇〇)	一八年	一四・四〇 (一八・七二)	二八年	三六・七二	三八年	四九・九二
八年	四・八〇 (八・〇〇)	一九年	一五・四〇 (二〇・三三)	二九年	三八・三二	三九年	五一・二二
九年	五・四〇 (九・〇〇)	二〇年	一六・四〇 (二二・九二)	三〇年	三九・九二	四〇年	五二・三二
一〇年	六・〇〇 (一〇・〇〇)		一七・四〇 (二三・五二)		四一・五二	以上	一年ごとに一・二を加えた支給率とする。

**備考**

- 一 この表の支給率欄の括弧内の支給率は、公務外の傷病により退職した者に適用する。
- 二 支給率の最高限度は、五七・〇〇とする。

別表第二 (第五条関係)

勤続 期間	支給率	勤続 期間	支給率	勤続 期間	支給率	勤続 期間	支給率
一年	一・〇〇	一〇年	一〇・〇〇	一九年	二七・四〇	二八年	四五・一六
二年	二・〇〇	一一年	一三・八八	二〇年	二九・四〇	二九年	四六・九六
三年	三・〇〇	一二年	一五・二八	二一年	三一・四〇	三〇年	四八・七六
四年	四・〇〇	一三年	一六・六四	二二年	三三・四〇	三一年	五〇・五六
五年	五・〇〇	一四年	一八・〇〇	二三年	三五・四〇	三二年	五二・三六
六年	六・〇〇	一五年	一九・四〇	二四年	三七・四〇	三三年	五四・一六
七年	七・〇〇	一六年	二一・四〇	二五年	三九・七六	三四年	五五・九六
八年	八・〇〇	一七年	二三・四〇	二六年	四一・五六	三五年 以上	五七・〇〇
九年	九・〇〇	一八年	二五・四〇	二七年	四三・三六	—	—

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成二十六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 施行日の前日現在に職する職員のうち、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に退職した者に係る退職手当の額は、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例及び附則第五項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十七年名古屋港管理組合条例第二号）附則第五項の規定により計算して得た額又は改正後の条例並びに附則第三項及び第四項の規定により計算して得た額のいずれか少ない額とする。
- 改正後の条例第六条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成十六年一月一日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項	その者の基礎在職期間の初日	平成十六年一月一日以後のその者の基礎在職期間の初日
第三項	基礎在職期間	平成十六年一月一日以後の基礎在職期間

- 改正後の条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、施行日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては「百分の九十四」と、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては「百分の九十」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十七年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

# 規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十五年十一月二十九日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港管理組合規則第十三号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。  
第二条の二第二項中「の各号」を削り、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「勤続期間二十年以上で」を削る。  
第二条の四の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（基礎在職期間から除く休職月等）

**第二条の四** 条例第六条第一項に規定する「管理者が定めるもの」とは、次の各号に掲げる現実に職務をとることを要しない月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）の区分に応じて、当該各号に掲げる休職月等とする。

一 休職（刑事事件に関し起訴された場合に限る）、停職その他これらに準ずる理由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）退職した者が属していた条例第六条第一項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

二 休職（専従休職に限る。）により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号及び次号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）当該休職月等

三 育児休業により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

第二条の四の次に次の三条を加える。

（基礎在職期間に特定の基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

**第二条の五** 退職した者の基礎在職期間に条例第七条第五項各号に掲げる期間が含まれる場合における条例第六条第一項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、当該期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。

（職員の区分）

**第二条の六** 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに別表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において同表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する同表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

**第二条の七** 前条（第二条の五の規定により在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

第三条に見出しとして「（勤続期間の計算）」を付する。

第六条第三項を削る。

附則の次に次の別表を加える。

### 別表（第二条の六関係）

第一号区分	給与条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第五号。以下「給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの
第二号区分	給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
第三号区分	給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
第四号区分	給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
第五号区分	一 給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの 二 給与条例の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
第六号区分	一 給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 二 給与条例の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

第七号区分	一 給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 二 給与条例の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
第八号区分	第一号区分から第七号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

備考 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成十五年名古屋港管理組合条例第六号）第二条第一項の規定により採用された者の職員の区分については、この表に掲げる者との権衡を考慮して決定するものとする。

様式第二号を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

平成十九年十月一日以後における退職料年額の改定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十五年十一月二十九日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

#### 名古屋港管理組合規則第十四号

平成十九年十月一日以後における退職料年額の改定等に関する規則の一部を改正する規則

平成十九年十月一日以後における退職料年額の改定等に関する規則（平成十二年名古屋港管理組合規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

**第二条の二** 前条の規定により改定された普通退職料又は扶助料（二十九年条例第二号第四十七条第二号に規定する扶助料を除く。）の年額（五十一年条例第八号附則第三項及び前条第二項の規定による加算の年額を含む。以下この条において同じ。）については、平成二十五年十二月分以降、この条の規定の適用がないものとした場合におけるこれらの年額が国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十二年法律第百二十九号）第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）を超えるときは、当該年額に十分の九を乗じて得た額とする。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とする。

第三条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成二十五年十一月三十日以前に給与事由の生じた普通退職料及び扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。

## 告 示

## 名古屋港管理組合告示第25号

平成25年11月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成25年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。  
平成25年11月29日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 平成25年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成25年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,120,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2	使用料及び手数料	6,085,044 <sup>千円</sup>	317,726 <sup>千円</sup>	6,402,770 <sup>千円</sup>
	1 使用料	6,085,034	317,726	6,402,760
7	繰越金	400,000	906,079	1,306,079
	1 繰越金	400,000	906,079	1,306,079
8	諸収入	3,336,122	176,195	3,512,317
	6 雑収入	398,819	176,195	575,014
	歳入合計	32,720,000	1,400,000	34,120,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	2,337,763 <sup>千円</sup>	125,765 <sup>千円</sup>	2,463,528 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	2,269,743	125,765	2,395,508
3	企画調整費	1,071,255	△ 33,000	1,038,255
	2 調査費	155,052	△ 33,000	122,052
4	港営費	3,255,129	68,510	3,323,639
	2 運営費	1,842,361	68,510	1,910,871
5	建設費	11,556,634	186,591	11,743,225
	2 整備費	10,042,095	186,591	10,228,686
6	公債費	14,246,000	1,052,134	15,298,134
	1 公債費	14,246,000	1,052,134	15,298,134
	歳出合計	32,720,000	1,400,000	34,120,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
5 建設費	2 整備費	飛鳥ふ頭道路整備費	212,000 <sup>千円</sup>
		北浜ふ頭埋立整備費	90,000
		飛鳥ふ頭荷さばき地補修費	33,700
		ガーデンふ頭棧橋補修費	37,900
		暫定魚釣り施設整備費	100,000
		国直轄事業港湾管理者負担金	500,000

第3表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
コンテナ機能効率化事業費	-	- <sup>千円</sup>	平成25年度～平成26年度	28,000 <sup>千円</sup>
港内橋梁補修費	-	-	平成26年度	42,000
中川口通船門補修費	平成26年度	11,000	平成26年度	64,000

## 平成25年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算

平成25年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,017,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金収入		615,000 <sup>千円</sup>	135,700 <sup>千円</sup>	750,700 <sup>千円</sup>
	1 財産収入	2,780	△84	2,696
	2 寄附金	10	3,000	3,010
	5 繰入金	-	132,784	132,784
2 海事文化振興基金収入		6,600	156,400	163,000
	1 財産収入	380	△91	289
	4 繰入金	6,200	156,491	162,691
3 環境振興基金収入		79,400	24,700	104,100
	1 財産収入	1,360	△91	1,269
	5 繰入金	-	24,791	24,791
歳入合計		701,000	316,800	1,017,800



歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1	水族館振興基金	615,000 <sup>千円</sup>	135,700 <sup>千円</sup>	750,700 <sup>千円</sup>
	1 積立金	2,800	135,700	138,500
2	海事文化振興基金	6,600	156,400	163,000
	1 積立金	6,600	156,400	163,000
3	環境振興基金	79,400	24,700	104,100
	1 積立金	1,400	24,700	26,100
歳出合計		701,000	316,800	1,017,800

### 平成25年度名古屋港管理組合理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度名古屋港管理組合理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度名古屋港管理組合理立事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 埋立事業費用	398,000千円	23,000千円	421,000千円
第1項 営業費用	365,039千円	23,000千円	388,039千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正し、かっこ書の「1,433,000千円」を「1,122,000千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	1,919,000千円	△ 311,000千円	1,608,000千円
第2項 西部地区埋立事業費	1,541,300千円	△ 311,000千円	1,230,300千円

(△印は、減額を示す。)

**名古屋港管理組合告示第26号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び名古屋港管理組合財政状況の公表に関する条例（平成13年名古屋港管理組合条例第5号）の規定に基づき、平成25年4月1日から平成25年9月30日までの期間における名古屋港管理組合の財政状況を次のとおり公表する。

平成25年11月29日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

**名古屋港管理組合の財政の状況**

## 1 平成25年度予算の執行状況（平成25年9月30日現在）

## (1) 一般会計

## 歳 入

歳入区分	予算現額	収入済額	備考
分担金及び負担金	11,416,806,953 <sup>円</sup>	2,461,524,921 <sup>円</sup>	
使用料及び手数料	6,085,044,000	3,100,426,148	
国庫支出金	2,156,681,900	100,810,000	
財産収入	5,980,029,000	3,501,547,861	
寄附金	10,000	0	
繰入金	690,200,000	153,000,000	
繰越金	584,385,148	1,490,464,947	
諸収入	3,467,662,269	1,271,865,687	
組合債	6,206,300,000	0	
歳入合計	36,587,119,270	12,079,639,564	

## 歳 出

歳出区分	予算現額	支払済額	備考
議会費	153,219,000 <sup>円</sup>	68,703,008 <sup>円</sup>	
総務費	2,432,193,000	757,202,255	
企画調整費	1,085,255,000	417,739,980	
港営費	3,255,129,000	1,472,646,860	
建設費	15,315,323,270	2,605,275,723	
公債費	14,246,000,000	6,413,146,070	
予備費	100,000,000	0	
歳出合計	36,587,119,270	11,734,713,896	

※予算現額には、前年度からの繰越額を含む。

## (2) 特別会計

## 歳 入

歳入区分	予算現額	収入済額	備考
水族館振興基金収入	615,000,000 <sup>円</sup>	78,006,210 <sup>円</sup>	
海事文化振興基金収入	6,600,000	1,792	
環境振興基金収入	79,400,000	78,221,768	
歳入合計	701,000,000	156,229,770	

## 歳 出

歳出区分	予算現額	支払済額	備考
水族館振興基金	615,000,000 <sup>円</sup>	75,006,210 <sup>円</sup>	
海事文化振興基金	6,600,000	1,792	
環境振興基金	79,400,000	78,221,768	
歳出合計	701,000,000	153,229,770	

## 2 財産の状況（平成25年9月30日現在）

区 分	現 在 高
公 有 財 産	
土 地	9,501,228.87m <sup>2</sup>
建 物	165,818.92m <sup>2</sup>
山 林	-
動 産	船舶2隻等
物 権	154.86m <sup>2</sup>
無 体 財 産 権	3件
有 価 証 券	7,704,500,000円
出 資 に よ る 権 利	153,000,000円
不動産の信託の受益権	-
物 品	444件
債 権	18,119,958,640円
基 金	2,442,487,510円

## 3 組合債等の現在高（平成25年9月30日現在）

区 分	現 在 高
公 共 事 業 等 債	68,279,299,173 <sup>円</sup>
緊急防災・減災事業債	471,700,000
港湾整備事業債	13,081,383,287
単 独 事 業 債	6,303,497,766
転 貸 債	11,113,425,640
計	99,249,305,866

## 4 一時借入金の現在高（平成25年9月30日現在）

区 分	借入限度額	現 在 高
一 般 会 計	4,000,000,000 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>

## 名古屋港管理組合告示第27号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2及び名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋港管理組合条例第12号）第7条の規定に基づき、施設運営事業及び埋立事業の平成25年4月1日から平成25年9月30日までの期間における業務の状況を次のとおり公表する。

平成25年11月29日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港管理組合施設運営事業会計の業務の状況

## 1 事業の概況

## (1) 経營業務

この期間中における各事業の収益額及び提供施設量は、次のとおりである。

区 分	収 益 額	提 供 施 設 量
上 屋 運 営 事 業	415,748,022 <sup>円</sup>	一般使用 23棟 ( 91,093㎡) 専用使用 16棟 ( 38,088㎡)
貯 木 場 運 営 事 業	230,076,040	一般使用 1か所 ( 503,450㎡) 専用使用 7か所 ( 995,430㎡)
荷 役 機 械 運 営 事 業	514,665,686	9基

（注）提供施設量は、平成25年9月30日現在の数量であり、面積は、有効面積である。

## (2) 建設改良事業

## ア 上屋整備事業

金城ふ頭5号上屋屋根裏改修工事を施工し、金城ふ頭6号上屋屋根裏改修工事に着手した。

## イ 貯木場整備事業

木場金岡ふ頭貯木場こう門受変電設備の改修工事を施工予定である。

## ウ 荷役機械整備事業

飛鳥ふ頭変電所第2期電圧変動補償装置の改修工事を施工し、飛鳥ふ頭北4号起重機電気設備の改修工事を施工中である。

## 2 経理の状況

平成25年9月30日現在の合計残高試算表は、次のとおりである。

## 施設運営事業会計合計残高試算表

平成25年9月30日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
円	円	円		円	円	円
11,683,136,949	31,461,896,925	48,556,931	固 定 資 産	980,980	19,778,759,976	
11,627,605,529	31,406,365,505	48,556,931	有形固定資産	980,980	19,778,759,976	
55,531,420	55,531,420		無形固定資産			
3,321,576,229	6,061,727,230	2,474,208,085	流 動 資 産	2,740,151,001	2,740,151,001	
3,080,183,262	4,569,750,766	1,250,583,497	現金・預金	1,489,567,504	1,489,567,504	
208,051,867	1,458,635,364	1,212,673,488	未 収 金	1,250,583,497	1,250,583,497	
5,370,000	5,370,000		貯 蔵 品			
15,620,000	15,620,000		前 払 金			
12,351,100	12,351,100	10,951,100	その他流動資産			
	1,504,601,206	1,504,601,206	流 動 負 債	829,608,212	1,531,382,030	26,780,824
	1,489,567,504	1,489,567,504	未 払 金	815,455,767	1,500,646,888	11,079,384
	15,033,702	15,033,702	その他流動負債	14,152,445	30,735,142	15,701,440
	104,510,439	104,510,439	資 本 金		8,384,099,722	8,279,589,283
			自己資本金		8,173,110,915	8,173,110,915
	104,510,439	104,510,439	借入資本金		210,988,807	106,478,368
			剰 余 金		6,137,206,603	6,137,206,603
			資本剰余金		5,600,930,909	5,600,930,909
			利益剰余金		536,275,694	536,275,694
			施設運営事業収益	1,198,521,043	1,198,521,043	1,198,521,043
			営業収益	1,197,325,873	1,197,325,873	1,197,325,873
			営業外収益	1,195,170	1,195,170	1,195,170
637,384,575	637,386,993	637,386,993	施設運営事業費用	2,418	2,418	
633,409,399	633,409,557	633,409,557	営業費用	158	158	
3,975,176	3,977,436	3,977,436	営業外費用	2,260	2,260	
15,642,097,753	39,770,122,793	4,769,263,654	合 計	4,769,263,654	39,770,122,793	15,642,097,753

## 3 平成24年度施設運営事業会計の決算の状況

## (1) 総括事項

平成24年度における本事業の経営状況は、約2億2,500万円の利益を計上した。

提供施設量は、上屋41棟（一般使用23棟・有効面積91,093㎡、専用使用18棟・同39,186㎡）、貯木場8か所（水面貯木場6か所・有効面積1,315,699㎡、陸上貯木場1か所・同111,183㎡、製材品置場1か所6棟・同71,998㎡）、荷役機械10基である。

また、建設改良事業は総額572,976,428円で、主な整備状況としては、飛鳥ふ頭南4号起重機電装品の改修工事、飛鳥ふ頭南3号起重機の起伏ブーム改修工事を施工し、金城ふ頭5号上屋屋根裏の改修工事に着手した。

## (2) 収益的収入及び支出

## ア 収入

区 分	予 算 額	執 行 済 額	予算額に比べ執行済額の増(△)減	備 考
	円	円	円	
第1款 施設運営事業収益	2,484,000,000	2,589,089,823	105,089,823	うち、仮受消費税及び地方消費税 117,167,151円
第1項 営業収益	2,481,493,000	2,581,182,312	99,689,312	117,150,746円
第2項 営業外収益	2,487,000	7,907,511	5,420,511	16,405円
第3項 特別利益	20,000	0	△20,000	

## イ 支出

区 分	予 算 額	執 行 済 額	不 用 額	備 考
	円	円	円	
第1款 施設運営事業費用	2,490,237,000	2,322,390,764	167,846,236	うち、仮払消費税及び地方消費税 48,848,627円
第1項 営業費用	2,387,667,000	2,225,048,814	162,618,186	48,848,200円
第2項 営業外費用	63,770,000	63,767,534	2,466	427円
第3項 特別損失	33,585,000	33,574,416	10,584	
第4項 予備費	5,215,000	0	5,215,000	

## ウ 損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
施設運営事業費用	2,246,665,037	施設運営事業収益	2,471,922,672
営業費用	2,193,128,114	営業収益	2,464,031,566
営業外費用	19,962,507	営業外収益	7,891,106
特別損失	33,574,416	特別利益	0
当年度純利益	225,257,635		
計	2,471,922,672	計	2,471,922,672

## (3) 資本的収入及び支出

## ア 収 入

区 分	予 算 額	執 行 済 額	予算額に比べ執行済額の増(△)減	備 考
	円	円	円	
第1款 資本的収入	14,195,000	14,175,000	△ 20,000	うち、仮受消費税及び地方消費税 675,000円
第1項 固定資産売却代金	14,175,000	14,175,000	0	675,000円
第2項 寄附金	10,000	0	△ 10,000	
第3項 その他の資本的収入	10,000	0	△ 10,000	

## イ 支 出

区 分	予 算 額	執 行 済 額	不 用 額	備 考
	円	円	円	
第1款 資本的支出	1,031,000,000	996,856,306	34,143,694	うち、仮払消費税及び地方消費税 25,188,850円
第1項 建設改良費	606,700,000	572,976,428	33,723,572	25,141,496円
第2項 固定資産購入費	1,503,000	1,084,200	418,800	47,354円
第3項 企業債償還金	422,797,000	422,795,678	1,322	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額982,681,306円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,411,905円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,101,945円及び過年度分損益勘定留保資金958,167,456円で補てんした。

## ウ 貸借対照表

(平成25年3月31日)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
固定資産	11,635,560,998	流動負債	701,773,818
有形固定資産	11,580,029,578	未払金	685,191,121
無形固定資産	55,531,420	その他流動負債	16,582,697
流動資産	3,587,519,145	資本金	8,384,099,722
現金・預金	3,319,167,269	自己資本金	8,173,110,915
未収金	245,961,876	借入資本金	210,988,807
貯蔵品	5,370,000	剰余金	6,137,206,603
前払金	15,620,000	資本剰余金	5,600,930,909
その他流動資産	1,400,000	利益剰余金	536,275,694
資産合計	15,223,080,143	負債資本合計	15,223,080,143

## 名古屋港管理組合理立事業会計の業務の状況

## 1 事業の概況

## 土地造成事業

本年度の主な業務は、用地整備として8,600㎡を予定し、現在鋭意施行中である。

## 2 経理の状況

平成25年9月30日現在の合計残高試算表は、次のとおりである。

## 埋立事業会計合計残高試算表

平成25年9月30日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
円	円	円		円	円	円
6,095,023,251	6,101,541,499	3,034,555	固 定 資 産	2,084,490	6,518,248	
1,379,501	7,897,749	3,034,555	有形固定資産	2,084,490	6,518,248	
6,093,643,750	6,093,643,750		投 資			
75,399,722,641	113,415,974,334	429,881,412	土 地 造 成	274,095,271	38,016,251,693	
786,679,778	786,679,778		完 成 土 地			
74,613,042,863	112,629,294,556	429,881,412	未 成 土 地	274,095,271	38,016,251,693	
11,329,919,025	13,136,620,449	1,116,131,394	流 動 資 産	1,806,701,424	1,806,701,424	
10,834,976,376	12,316,709,767	324,968,033	現 金 ・ 預 金	1,481,733,391	1,481,733,391	
110,295,449	435,263,482	433,512,161	未 収 金	324,968,033	324,968,033	
299,929,500	299,929,500	299,929,500	有 価 証 券			
83,317,700	83,317,700	57,721,700	前 払 金			
1,400,000	1,400,000		その他流動資産			
			固 定 負 債	5,000	59,870,145,061	59,870,145,061
			前 受 金		59,453,795,061	59,453,795,061
			その他固定負債	5,000	416,350,000	416,350,000
	1,492,006,802	1,492,006,802	流 動 負 債	927,921,367	1,541,707,072	49,700,270
	1,481,733,391	1,481,733,391	未 払 金	918,270,203	1,516,323,221	34,589,830
	10,273,411	10,273,411	その他流動負債	9,651,164	25,383,851	15,110,440
			資 本 金		31,939,437,190	31,939,437,190
			自 己 資 本 金		31,939,437,190	31,939,437,190
			剰 余 金		935,135,785	935,135,785
			資 本 剰 余 金		3,108,894	3,108,894
			利 益 剰 余 金		932,026,891	932,026,891
			埋立事業収益	149,760,726	149,760,726	149,760,726
			営 業 外 収 益	149,760,726	149,760,726	149,760,726
119,514,115	119,514,115	119,514,115	埋立事業費用			
98,628,135	98,628,135	98,628,135	営 業 費 用			
20,885,980	20,885,980	20,885,980	営 業 外 費 用			
92,944,179,032	134,265,657,199	3,160,568,278	合 計	3,160,568,278	134,265,657,199	92,944,179,032



## 3 平成24年度埋立事業会計の決算の状況

## (1) 総括事項

本年度の建設改良工事は、主に南部地区では橋梁点検調査を、西部地区においては用地整備を、また、南5区においては橋梁点検調査を行った。

また経営状況は、約2,500万円の利益を計上した。

## ア 造成事業

主な事業は、南部地区においては、橋梁点検調査を行った。

西部地区においては、西部第2貯木場跡地において、用地整備工事を行った。

南5区においては、橋梁点検調査を行った。

## イ 土地売却状況

本年度の新たな土地売却はなかった。

なお現在までの南部及び西部地区の売却状況は、売却予定面積24,600,794.58㎡に対して98.15%となっている。

## (2) 収益的収入及び支出

## ア 収 入

区 分	予 算 額	執 行 済 額	予算額に比べ執行済額の増(△)減	備 考
第1款 埋立事業収益	287,000,000	293,894,711	6,894,711	うち、仮受消費税及び地方消費税 2,692,660円
第1項 営業外収益	286,970,000	293,894,711	6,924,711	2,692,660円
第2項 特別利益	30,000	0	△ 30,000	

## イ 支 出

区 分	予 算 額	執 行 済 額	不 用 額	備 考
第1款 埋立事業費用	314,000,000	265,371,123	48,628,877	うち、仮払消費税及び地方消費税 467,971円
第1項 営業費用	282,531,000	245,970,423	36,560,577	467,919円
第2項 営業外費用	21,439,000	19,400,700	2,038,300	52円
第3項 特別損失	30,000	0	30,000	
第4項 予備費	10,000,000	0	10,000,000	

## ウ 損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
埋立事業費用	264,903,152	埋立事業収益	290,405,989
営業費用	245,502,504	営業外収益	290,405,989
営業外費用	19,400,648		
当年度純利益	25,502,837		
計	290,405,989	計	290,405,989

## (3) 資本的収入及び支出

## ア 収 入

区 分	予 算 額	執 行 済 額	予算額に比べ執行済額の増(△)減	備 考
	円	円	円	
第1款 資本的収入	1,489,000,000	1,494,697,743	5,697,743	うち、仮受消費税及び地方消費税 228,540円
第1項 雑収入	379,385,000	385,082,343	5,697,343	228,540円
第2項 貸付金返還金	1,109,615,000	1,109,615,400	400	

## イ 支 出

区 分	予 算 額	執 行 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	備 考
	円	円	円	円	
第1款 資本的支出	1,641,542,000	1,176,075,501	359,615,000	105,851,499	うち、仮払消費税及び地方消費税 3,249,291円
第1項 南部地区埋立事業費	19,200,000	13,966,898	0	5,233,102	14,010円
第2項 西部地区埋立事業費	1,084,642,000	858,000,279	158,709,000	67,932,721	2,866,723円
第3項 5地区埋立事業費	47,500,000	29,494,286	0	18,005,714	35,517円
第4項 総係費	460,630,000	245,044,238	200,906,000	14,679,762	333,041円
第5項 雑支出	29,570,000	29,569,800	0	200	

## ウ 貸借対照表

(平成25年3月31日)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
固定資産	6,094,073,186	固定負債	59,870,140,061
有形固定資産	429,436	前受金	59,453,795,061
投資	6,093,643,750	その他固定負債	416,345,000
土地造成	75,243,936,500	流動負債	613,785,705
完成土地	786,679,778	未払金	598,053,018
未成土地	74,457,256,722	その他流動負債	15,732,687
流動資産	12,020,489,055	資本金	31,939,437,190
現金・預金	11,991,741,734	自己資本金	31,939,437,190
未収金	1,751,321	剰余金	935,135,785
前払金	25,596,000	資本剰余金	3,108,894
その他流動資産	1,400,000	利益剰余金	932,026,891
資産合計	93,358,498,741	負債資本合計	93,358,498,741

**名古屋港管理組合告示第28号**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、平成24年度決算に基づく名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率を次のとおり公表する。

平成25年11月29日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

平成24年度決算に基づく名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率

会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率
施 設 運 営 事 業 会 計	－ %
埋 立 事 業 会 計	－

備考

- 1 資金不足比率の「－」は、資金不足額がないことを示す。
- 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

**名古屋港管理組合告示第29号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を平成25年11月15日に次のとおり指定した。

平成25年11月29日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

指定に係る施設の名称、指定の相手方及び指定の期間

施 設 の 名 称	指定の相手方	指定の期間
新舞子マリパーク、南浜緑地及び北浜緑地	知多市八幡字小根14番地の29 株式会社日誠 代表取締役 尾之内 誠嗣	平成26年4月1日から 平成30年3月31日まで
中川口緑地、堀川東緑地、大手ふ頭緑地、稲永緑地、金城ふ頭中央緑地、新宝緑地及び船見緑地	豊田市錦町一丁目95番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅原 幹也	平成26年4月1日から 平成30年3月31日まで
富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）及び同施設外周のサイクリングロードを除く。）、金岡緑地、木場東緑地、木場南広場、楠広場、楠緑地、楠南広場及び東浜中央緑地	名古屋市港区港陽一丁目1番69号 公益財団法人 名古屋港緑地保全協会 理事長 鈴木 泰治	平成26年4月1日から 平成30年3月31日まで
名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）及び同施設外周のサイクリングロード	名古屋市港区港陽一丁目1番69号 公益財団法人 名古屋港緑地保全協会 理事長 鈴木 泰治	平成26年4月1日から 平成30年3月31日まで
名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園	名古屋市港区港町1番3号 公益財団法人 名古屋みなと振興財団 理事長 山田 孝嗣	平成26年4月1日から 平成30年3月31日まで
名古屋港水族館	名古屋市港区港町1番3号 公益財団法人 名古屋みなと振興財団 理事長 山田 孝嗣	平成26年4月1日から 平成34年3月31日まで

**名古屋港管理組合告示第30号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成26年度及び平成27年度において名古屋港管理組合が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務（船舶製造を除く。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査のインターネットを利用した申請について、次のように定める。

平成25年11月29日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

**第1 競争入札に参加することができない者**

次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- 3 建設工事にあつては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が平成24年7月1日から平成25年6月30日の間までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日をさかのぼって審査基準日が1年7ヶ月以内にあるもの）を受けていない者
- 4 建築設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
- 5 その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- 6 入札参加資格審査申請に関し故意に虚偽の事項を申請した者
- 7 名古屋港管理組合が指定する国税及び愛知県税が未納である者

**第2 入札参加資格審査の申請方法**

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところによりインターネットを利用して入札参加資格審査の申請をしなければならない。

**1 受付期間****(1) 定時受付**

平成26年1月6日（月）～平成26年2月17日（月）

平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで

**(2) 随時受付**

平成26年4月1日（火）～平成28年1月29日（金）

平日（日曜日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで

**2 申請方法**

- (1) 申請者は「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）」（以下「電子システム」という。）により申請すること。  
URL: <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>
- (2) 申請方法の詳細については、電子システムのウェブサイトにおいて示す「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約」及び操作手引書による。

**第3 資格審査**

- 1 資格審査は、第1の競争入札に参加することができない者に該当しないことを調査する。
- 2 土木、建築等の等級区分を設定している業種については、その総合評定値からいずれかの等級に格付けする。

**第4 資格の有効期間**

入札参加資格決定の日（定時受付は、平成26年4月1日（火））から平成28年3月31日（木）までとする。ただし、平成28年4月1日（金）以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有する。

**第5 資格の取消し**

競争入札の参加資格を有する者が、次の各号の一に該当するにいたった場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間、競争入札に参加させないことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 5 正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった者
- 6 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

**第6 その他**



17	指定管理者の指定について（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等）	原案可決
18	指定管理者の指定について（名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園）	原案可決
19	指定管理者の指定について（名古屋港水族館）	原案可決
20	平成24年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算	閉会中継続審査
21	平成24年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算	閉会中継続審査
22	平成24年度名古屋港管理組合施設運営事業会計決算	閉会中継続審査
23	平成24年度名古屋港管理組合理立事業会計決算	閉会中継続審査
24	各常任委員会における閉会中の継続調査について	可 決
25	議員派遣について	可 決

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合